平成３０年（フ）第５５号
千葉県浦安市猫実３丁目21番１―302号　山源水産ビル
債務者　泉澤　和久
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６８号
千葉県船橋市三山８丁目８番５号　内田マンション302号
債務者　中岡　真一
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２９号
山梨県甲府市大里町1800番地１　ウェルス21307号
債務者　島田　純子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３３号
山梨県南アルプス市藤田1559番地１　ＦＯＬＩＡＲ　Ｂ108
債務者　山田　和男
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３７号
岐阜県瑞穂市本田381番地１　ＷＥＡＬＴＨＹ本田　Ｆ
債務者　松下誉史也
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第３８号
岐阜県瑞穂市本田381番地１　ＷＥＡＬＴＨＹ本田　Ｆ
債務者　松下　奈美
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第４３号
岐阜市茜部大野２丁目72番地　（シティハイム城南　Ｅ106号室）
債務者　平川　光一
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２４３号
香川県高松市牟礼町牟礼1157番地１　ナスマンション303号
債務者　松村美恵子（旧姓白川）
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２５２号
香川県高松市塩上町３丁目８番３号　メゾン瓦町202
債務者　松村　秀治
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６５号
香川県高松市牟礼町牟礼2044番地２　ニューシティ白羽101号室
債務者　松村　勝秀
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第７号
愛媛県宇和島市伊吹町923番地　県営住宅伊吹団地214号
債務者　菊澤　良美
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第１９８４号
福岡市南区高木２丁目14番７号
債務者　別府　京一
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０８３号
福岡市早良区高取１丁目１番53―68号
債務者　吉田　朋子（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６４号
福岡市東区香椎駅東４丁目40番12―203号
債務者　松原　　寛
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７１号
福岡市博多区那珂１丁目31番５号
債務者　内　久美子（旧姓河津）
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８３号
福岡市博多区博多駅前４丁目32番27―1401号
債務者　齊藤　繁子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部